

関連指標 1：冷媒フロン類の回収量

(暦年)	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
①オゾン(有価トン)	53	220	315	390							

※将来見込みは推計していないため、実績のみ記入

定義・算出方法	①フロン回収破壊法に基づき都道府県の登録を受けた回収業者から報告されたHFCの回収量(年度の回収量を年に換算)										
出典・公表時期	①フロン回収破壊法に基づくフロン類の回収量の集計結果(経産省、環境省)(毎年度翌年12月頃に公表) 2005 年以降については、自動車リサイクル法に基づくフロン類年次報告により翌年7月以降速やかに把握										

3. 国の施策

対策1：カーエアコンの冷媒の回収率の向上

施策の全体像	2006 年度実績見込み (2007 年度予定)
【法律・基準】 ・使用済自動車の再資源化等に関する法律 使用済自動車に搭載されているカーエアコンからのフロン類(CFC、HFC)の回収・破壊を義務付け	継続

対策2：業務用冷凍空調機器の冷媒の回収率の向上

施策の全体像	2006 年度実績見込み (2007 年度予定)
【法律・基準】 ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 業務用冷凍空調機器について、廃棄時に冷媒フロン類(CFC、HFC、HFC)の回収・破壊を義務付け	2006 年6月に改正法成立(行程管理制度の導入、整備時の回収義務の明確化等)、 2007 年10月に施行 2006 年度予算額(2007 年度予算案) 5 百万円(5 百万円) 34 百万円(20 百万円) 80 百万円(79 百万円)
【予算・補助】 【環境省実施】 ①オゾン層保護・フロン回収破壊法施行事務費 ②業務用冷凍空調機器フロン回収強化対策推進費 【経済産業省実施】 ③業務用冷凍空調機器フロン回収システムの検討調査 【融資】 オゾン層対策事業・HFC等排出抑制事業(政投銀) オゾン層破壊物質又は代替フロン等3ガスを使用している設備からの転換を図るための低利融資を実施。	継続

【普及啓発】 オゾン層保護対策推進月間を設定(9月)し、月間に合わせてポスター、パンフレット等を作成・配布。	改正フロン回収破壊法の関係者への制度周知等を行った。2007 年度も引き続き実施。
--	--

施策の全体像	2006 年度実績見込み (2007 年度予定)
対策3：補充用冷媒の回収率の向上 【法律・基準】 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 業務用冷凍空調機器について、廃棄時に冷媒フロン類(CFC、HFC、HFC)の回収・破壊を義務付け 【予算・補助】 【環境省実施】 ①オゾン層保護・フロン回収破壊法施行事務費 ②業務用冷凍空調機器フロン回収強化対策推進費 【経済産業省実施】 ③業務用冷凍空調機器フロン回収システムの検討調査 【融資】 オゾン層対策事業・HFC等排出抑制事業(政投銀) オゾン層破壊物質又は代替フロン等3ガスを使用している設備からの転換を図るための低利融資を実施。 【普及啓発】 オゾン層保護対策推進月間を設定(9月)し、月間に合わせてポスター、パンフレット等を作成・配布。	2006 年6月に改正法成立(行程管理制度の導入、整備時の回収義務の明確化等)、 2007 年10月に施行 2006 年度予算額(2007 年度予算案) 5 百万円(5 百万円) 34 百万円(20 百万円) 80 百万円(79 百万円) 継続 改正フロン回収破壊法の関係者への制度周知等を行った。2007 年度も引き続き実施。

1-12: 森林・林業対策の推進による温室効果ガス吸収源対策の推進

(別表5-①)、【農】

1. 排出削減の実績と見込み

- 現時点における2010年度の排出削減見通し

約4,767万t-CO₂

<参考>

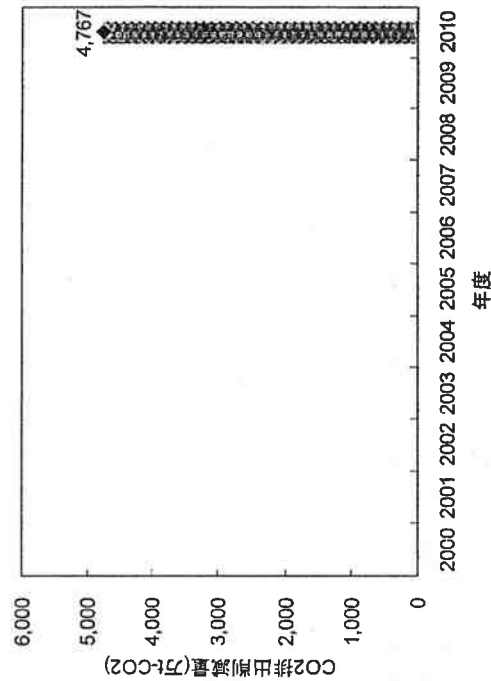
目標達成計画における2010年度の排出削減見込量

約4,767万t-CO₂

CO ₂ 吸収量	(単位: 万t-CO ₂)										
	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012

※最新のデータ等に基づき試算したところ、現状水準の森林整備で推移した場合、森林吸収量の目標達成には、110万t-CO₂不足することとなる。

※吸収見込量は第1約束期間(2008-2012)の平均見込量



算出方法 農林水産省の審査にも耐えうるよう後証を進めてきた森林に関する各種データ等を基に、新しい森林・林業基本計画の森林整備の方針を踏まえ、将来の吸収量について試算。

結果については次のとおり。

<育成林>

現在の森林整備の水準で推移した場合、森林経営の対象となる育成林
675万ha → 910万t-CO₂の吸収量 ... ①
(675万ha × 1.35t-CO₂/ha^{※1} = 910万t-CO₂)
※1: 育成林の平均吸収量

<天然生林>

国有林を中心として保安林面積の拡大に最大限努力した場合、森林経営の対象となる天然生林
660万ha → 280万t-CO₂の吸収量 ... ②
(660万ha × 0.42t-CO₂/ha^{※2} = 280万t-CO₂)
※2: 天然生林の平均吸収量

①、②より森林吸収量1300万t-CO₂の確保のためには110万t-CO₂の更なる確保が必要
このため、平成19年度から6年間毎年20万ha(合計120万ha)の森林整備の追加が必要

2. 対策評価指標の実績と見込み

- 現時点における対策評価指標の2010年度の見通し

森林整備量 77万ha(2006年～2012年までの年平均必要)

<参考>

目標達成計画における対策評価指標<2010年度見込み>

森林整備量 93万ha(2006年～2012年までの年平均必要)

森林整備量(万ha)	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
	68	66	58	58	58	58	58	58	58	58	58

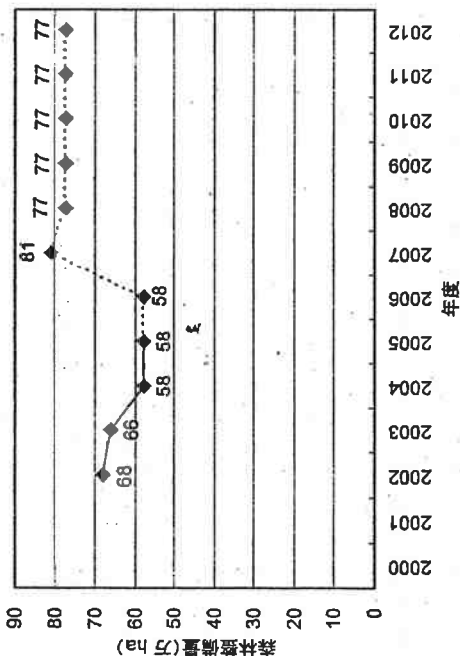
※2007年～2012年は、現状の森林整備面積に加え毎年20万ha(合計120万ha)の追加的な整備が必要。

(間伐については、経常分と合わせて毎年55万ha、計330万haの実施が必要)

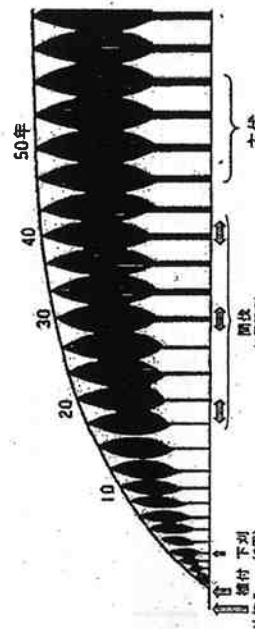
※2007年に23万haの追加措置をした場合、2008～2012年の5年間の年平均追加事業量は19万haとなる。

3. 国の施策

施策の全体像	2006 年度実績 (2007 年度予定)
【法律・基準】 ・森林・林業対策の推進による温室効果ガス吸収源対策の推進 2002 年に「地球温暖化防止森林吸収源 10 カ年対策」を農林水産省において策定し、多様で健全な森林の整備・保全、木材・木質バイオマス利用の推進等の取組を総合的に推進しているところ。 また、2006 年 9 月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画に基づき、長伐期化や間伐の推進等多様で健全な森林への誘導等の効果的かつ効果的な取組を総合的に進めているところ。 【税制】	
【予算・補助】 【農林水産省実施】 森林整備事業：森林所有者が行う更新、間伐等について国、都道府県がその費用の一部を助成。 治山事業：荒廃森林等機能が低下した保安林において、国及び都道府県が森林の整備・保全を実施。	平成 19 年度においては、平成 18 年度補正予算と併せ、23 万 ha の追加整備に必要な追加予算 765 億円を確保。 平成 18 年度補正予算 530 億円（災害防止を目的とした森林づくり） 平成 19 年度当初予算案 235 億円（省を挙げた森林整備の加速化等）
【融資】	
【技術開発】	
【普及啓発】 【農林水産省実施】 国民参加の森林づくり等：森林吸収源対策に関する幅広い国民の理解と参画を促進するため、森林ボランティア、森林環境教育等の取組を推進。	
【その他】 【農林水産省実施】 ・環境税については、国・地方の温暖化対策全体の中での環境税の具体的な位置づけ、その効果、国民経済や国際競争力に与える影響、諸外国における取組状況、既存エネルギー関係諸税との関係等を十分に踏まえ、総合的に検討していくこととなった。 ・「美しい森林づくり推進国民運動」を安倍総理の指示を受け 19 年 2 月から行うこととし、国民の幅広い理解と協力のもと、関係府省庁の連携を強化（平成 19 年 2 月 23 日「美しい森林づくりのための関係閣僚による会合」を開催）するとともに、官民一体となった森林づくりの運動を全国で展開し、これにより間伐や広葉樹林化等多様な森林づくりを推進する。	



定額・算出方法 出典、公表時期 備考	都道府県からの事業報告等により把握 ＜京都府定額上の「森林経営」の考え方＞ マラケシュ合意により各国は「森林経営」の考え方を整理することとされており、2006 年 7 月に行われた環境省温室効果ガス排出量算定方法検討会等で次の考え方を採用し、8 月 30 日に条約事務局へ報告している。 ① 育成林については、森林を適切な状態に保つために 1990 年以降に行われる森林施業（更新(地植え、地まき)おこし、植栽等）、保育(下刈、除伐等)、間伐、主伐)
---	---



②天然森林については、法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置